

令和8年5月27日

永平寺町立在宅訪問診療所における診療費の誤請求（過剰徴収）について

福井大学副学長（医療担当） 藤枝 重治
永平寺町立在宅訪問診療所長 楠川 加津子
永平寺町長 河合 永充

本学が指定管理者となっている永平寺町立在宅訪問診療所において「施設入居時等医学総合管理料」及び「在宅患者訪問診療料」等の算定方法に誤りがあり、一部診療費を実際より高く請求していたことが判明しました。

このたびは、対象の患者様並びに関係の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。本事案を真摯に受け止め、同様の事案を二度と発生させることのないよう、再発防止に全力で取り組む所存です。

なお、誤請求分につきましては、関係機関における確認作業終了後の本年9月頃を目途に、患者様並びに各保険者へ返還する予定です。

1. 事案

令和8年1月、新たに訪問診療を開始した施設入所患者に係る在宅医療の診療報酬算定の際に「施設入居時等医学総合管理料」の算定要件について改めて確認したところ、算定要件の解釈に疑義が生じました。このため、近畿厚生局へ疑義照会を行った結果、一部に誤請求が認められました。さらに、調査の過程において、「在宅患者訪問診療料」等についても一部に誤請求が認められました。

2. 誤請求の内容

同一施設等内で診療した患者数に応じて決定される請求区分の算定を誤り、以下の誤請求が生じました。

(1) 「施設入居時等医学総合管理料及び在宅療養実績加算」に関する誤請求

「施設入居時等医学総合管理料」は、介護施設等に入居し、通院が困難な患者様に対して、医師が計画的かつ継続的な医学的管理を行うことを評価する診療報酬です。

本来、同一施設内で同一月内に2人以上9人以下の訪問診療を行った場合は、「単一建物診療患者が2人以上9人以下」の区分で算定すべきところ、一部について、「単一建物診療患者が1人」の区分で誤って算定していました。また、「施設入居時等医学総合管理料」に係る「在宅療養実績加算」についても、同様に区分を誤って算定していました。

(2) 「在宅患者訪問診療料及び外来・在宅ベースアップ評価料」に関する誤請求

「在宅患者訪問診療料」は、医師が患者の居宅や施設を定期的に訪問し、計画的な医学管理のもとで診療を行った場合に算定できる在宅医療の診療報酬です。

本来、医師が同一の住宅または施設において、同一日に複数の患者に訪問診察を行った場合は、「同一建物居住者の場合」の区分で算定すべきところ、一部について、「同一建物居住者以外の場合」の区分で誤って算定していました。また、「在宅患者訪問診療料」に係る「外来・在宅ベースアップ評価料」についても、同様に区分を誤って算定していました。

3. 対象期間

令和元年8月から令和7年12月までの請求分

4. 返還対象者及び返還額

(1) 対象患者数

70人（永平寺町、福井市及び坂井市在住の患者様）

(2) 対象保険者

坂井市、福井県後期高齢者医療広域連合

(3) 返 還 額

12,935,800円（うち患者様への返還額見込み 約130万円※）

※患者様への返還額は、関係機関での確認作業を経て令和8年9月頃に確定する予定です。

5. 再発防止策

以下の再発防止策を令和8年1月より実施しています。

(1) 算定要件確認体制の強化

医師、看護師及び事務職員を含む全職員に対し、解釈本及び疑義解釈資料等に基づく算定要件の確認を徹底します。また、新たな算定や判断に迷う事案については、事前に厚生労働省通知及び疑義解釈資料による裏付け確認を行うとともに、必要に応じて近畿厚生局へ照会を行う体制を整備します。さらに、照会結果や重要な算定ルールについては診療所内で共有し、統一的な運用を図ります。

(2) 算定管理及びチェック体制の強化

訪問診療の計画及び実績について、患者数や診療状況を適切に把握・管理する仕組みを構築します。また、請求にあたっては、担当者による確認に加え、別担当者によるダブルチェックを実施するとともに、診療月の翌月初めに実績に基づく算定内容の点検を行い、誤請求の未然防止を図ります。

(3) 責任体制の明確化

算定要件の確認及び請求内容の最終確認について責任者を明確に定め、適正な請求管理体制を確立します。

6. お詫び

福井大学副学長（医療担当） 藤枝 重治

このたび、本学が指定管理者を務める永平寺町立在宅診療所において発生した医療費の誤請求（過剰徴収）に関し、対象の患者様並びに関係の皆様にご多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。本事案を真摯に受け止め、今後は請求内容の確認体制強化、関係職員への再教育並びに定期点検を徹底し、再発防止に努めるとともに信頼回復に取り組んでまいります。

永平寺町長 河合 永充

このたび、永平寺町立在宅訪問診療所の指定管理者による医療費の誤請求（過剰徴収）が判明し、患者様並びに関係の皆様にご多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は同様の事案が発生しないよう、再発防止に向けた体制の見直しとチェック機能の強化・徹底を求め、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

7. 返還手続き

返還対象となる患者様には、本年9月頃を目途に、永平寺町立在宅訪問診療所より、お詫びと返金方法をご案内する文書を郵送いたします。返金は、原則として口座振込による対応とさせていただきます。

8. 本件に関するお問い合わせ先

（1）患者様及びご家族の方からのお問い合わせ

永平寺町立在宅訪問診療所 TEL：0776-61-7500

（2）報道機関を含む上記以外のお問い合わせ

病院部総務課（医学部附属病院 病院広報室） TEL：0776-61-8596